

市川市公認キャラクター制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市川市（以下「市」という。）が市内又は市外で活動するキャラクターの公認をすることにより市の魅力及び市外に対する知名度の向上並びに市内の活性化の推進を図るため、当該公認に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) キャラクター 特定の名称、外見、性格等を有し、衣装、着ぐるみ、イラスト、アニメーション等を用いて表現されたものをいう。
- (2) 公認 市が第5条に定める基準（以下「公認基準」という。）に適合しているかどうか審査した結果公式に行う認定をいう。

(公認の対象)

第3条 公認の対象は、キャラクターとする。

(申請者の資格)

第4条 公認を受けることができるもの（以下「申請可能者」という。）は、次に掲げる要件を満たすキャラクターの著作権等の権利を有する個人又は法人若しくは任意団体とする。

- (1) 市川市暴力団排除条例（平成24年条例第12号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (2) 法令又は公序良俗に反する若しくはそのおそれのあるものでないこと。

(公認基準)

第5条 公認基準は、次のとおりとする。

- (1) 市の知名度の向上につながるものであること。
- (2) 市の施策等の周知及び浸透に資する活動を行うものであること。
- (3) 地域やメディアへの働きかけ等の活動実績のあるものであること。
- (4) 市民に親しまれるようなデザインであるものであること。

(欠格事項)

第6条 次の各号のいずれかに該当するキャラクターは、公認しない。

- (1) キャラクター又はその活動が市のイメージをおとしめる又はそのおそれがあるもの
- (2) キャラクター又はその活動が公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) キャラクター又はその活動が宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を

教化育成する活動を行う又はそのおそれがあるもの

(4) キャラクター又はその活動が政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動を行うもの又はそのおそれがあるもの

(5) キャラクターが他の作品を盗用したことが明らかであるもの又はそのおそれがあるもの

(6) 生成 A I を使用して作成されたもの

(7) キャラクター又はその活動が個人又は法人若しくは任意団体の名刺又は広告の役割を果たしているもの

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるもの
(申請等)

第 7 条 キャラクターの公認を受けようとする申請可能者（以下「申請者」という。）は、公認申請書（様式第 1 号）に次に掲げる事項を記載した書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 公認を受けようとするキャラクターの名称、性格、特徴等の概要がわかる資料

(2) 公認を受けようとするキャラクターの全体（正面のほか後ろ前後左右がある場合は、それらの全てを含む。）がわかる資料

(3) 公認を受けようとするキャラクターの直近 1 年間の活動内容がわかる資料

(4) 公認を受けようとするキャラクターに関し現に利用している S N S、当該キャラクターに係る公式の W e b サイトの U R L 等がわかる資料

(5) 公認を受けようとするキャラクターのイベント等への参加実績がわかる資料

(6) その他市長が必要と認める資料

2 市長は、前項の公認申請書及び書類の提出があったときは、第 3 条及び第 4 条の要件を満たすかどうかを審査するものとする。

3 市長は、前項の審査の結果要件を満たすと判断したときは、申請者の公認を受けようとするキャラクターについて、公認基準に適合し、かつ、第 6 条の欠格事項に該当しないかどうかを次条に規定する認定審査会により審査するものとする。

4 市長は、第 2 項の審査の結果要件を満たさないと判断したときは、申請者に対し、その旨を通知するものとする。

（認定審査会の設置）

第 8 条 市長は、第 5 条及び第 6 条に定める事項を審査するため、市川市公認キャラクター認定審査会（以下「認定審査会」という。）を設置する。

2 認定審査会は、次に掲げる職にある者（以下「委員」という。）をもって組織する。

(1) 広報広聴課長

(2) 法務課長

- (3) 企画課長
- (4) N P O ・市民活動支援課長
- (5) 観光振興課長
- (6) その他第 7 条の申請の内容に係る課長

3 認定審査会に会長 1 人を置き、企画課長をもって充てる。

4 認定審査会は、会長が必要に応じて招集する。

5 認定審査会は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

6 認定審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(公認の決定等)

第 9 条 市長は、前条の規定による審査の結果、公認基準に適合し、かつ、第 6 条の欠格事項に該当しないと認めるときは、当該審査に係るキャラクターを公認するかどうか決定するものとする。

2 市長は、前項の規定によるキャラクターの公認の決定をする場合において、第 1 条の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付するものとする。

3 市長は、第 1 項の規定によりキャラクターの公認の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を当該キャラクターの申請者に公認審査結果通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。

4 前項の通知を受けた申請者は、市長に対し、誓約書（様式第 3 号）を提出しなければならない。

5 前項の誓約書の提出を受けた市長は、当該誓約書を提出した申請者に対し、キャラクターの公認を証する認定証（様式第 4 号）を交付するものとする。

6 市長は、第 1 項の規定によりキャラクターの公認の決定をすることが不適当であると認めたときは、速やかにその旨を当該キャラクターの申請者に公認審査結果通知書により通知するものとする。

(公認の有効期限)

第 1 0 条 前条第 5 項の規定による公認の有効期限は、認定証の交付日から起算して 3 年とする。

(状況報告)

第 1 1 条 前条第 5 項の規定による公認を受けたキャラクター（以下「公認キャラクター」という。）の申請者（以下「公認キャラクター管理者」という。）は、市長が必要があると認めるときは、公認キャラクターの活動の状況等に関し、市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告により、公認キャラクターが公認基準に適合してい

ない、若しくは第 6 条に規定する欠格事項に該当する、又は第 9 条第 1 項の規定による決定の内容及びこれ付した条件に従って活動していないと認めるときは、公認キャラクター管理者に対し、これらに従って公認キャラクターが活動するよう指示することができる。

（実績報告）

第 12 条 公認キャラクター管理者は、第 10 条に定める公認の有効期限の 1 月前までに、当該公認の認定証の交付日から当該有効期限までの間の公認キャラクターの活動の実績を記載した活動実績等確認書（様式第 5 号）に市長が必要と認める資料を添付して市長に報告しなければならない。

（再認定）

第 13 条 公認キャラクター管理者は、公認キャラクター管理者の公認キャラクターにおける第 10 条に定める公認（第 3 項において読み替えて準用する第 10 条に定める再公認を含む。）の有効期限後も活動を継続し、引き続き当該公認キャラクターに係る公認を受けようとするときは、公認申請書の提出に代えて、前条の活動実績等確認書において活動の継続について意思表示をすることにより再度の公認に係る申請をするものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、公認の可否を決定するものとする。

3 第 9 条から前条までの規定は、前項の規定による決定について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 9 条第 1 項	キャラクターを公認	公認キャラクターを再公認
第 9 条第 2 項	前項	第 13 条第 2 項
	キャラクターの公認	公認キャラクターの再公認
第 9 条第 3 項	第 1 項	第 13 条第 2 項
	キャラクターの公認	公認キャラクターの再公認
	当該キャラクターの申請者	当該公認キャラクターの公認キャラクター管理者
第 9 条第 4 項	申請者	公認キャラクター管理者
第 9 条第 5 項	申請者	公認キャラクター管理者
	キャラクターの公認	公認キャラクターの再公認
第 9 条第 6 項	第 1 項	第 13 条第 2 項
	キャラクターの公認	公認キャラクターの再公認
	当該キャラクターの申請者	当該公認キャラクターの公認キ

		キャラクター管理者
第 1 0 条	公認	再公認
第 1 1 条第 1 項	公認を受けたキャラクター（以下「公認キャラクター」という。）の申請者（以下「公認キャラクター管理者」という。）	再公認を受けた公認キャラクターの公認キャラクター管理者
第 1 1 条第 2 項	第 9 条第 1 項	第 1 3 条第 3 項において準用する第 9 条第 1 項
第 1 2 条	第 1 0 条	次条第 3 項において準用する第 1 0 条
	公認の有効期限	再公認の有効期限

（公認の表示）

第 1 4 条 公認キャラクター管理者は、公認キャラクターに関し、次に掲げることをすることができる。

- (1) 市の公認であることを表示すること。
- (2) 市のシンボルマークについて、市が定める当該シンボルマークに関するマニュアルを遵守することを条件として、市の承諾なしに使用すること。

（公認キャラクターの管理等）

第 1 5 条 公認キャラクターの管理は、公認キャラクター管理者が行うものとする。

- 2 公認キャラクターに係る経費は、全て公認キャラクター管理者が負担するものとする。
- 3 公認キャラクターの活動における事故、苦情等は、公認キャラクター管理者が対応し、必要な措置を講ずるものとする。

（公認内容の変更）

第 1 6 条 公認キャラクター管理者は、公認キャラクターが次に掲げる内容を変更したときは、市長にその旨を届け出なければならない。

- (1) 公認キャラクターの名称、性格、特徴、デザイン等を変更したとき。
- (2) 公認キャラクターに関し現に利用していた SNS、当該公認キャラクターに係る公式の Web サイトの URL 等を変更したとき。

（調査）

第 1 7 条 市長は、必要があると認めたときは、公認キャラクター管理者の同意を得た上で、公認キャラクターの活動について調査を行うことができる。この場合において、公認キャラクター管理者は、当該調査に協力をするものとする。

(公認の取消し)

第18条 市長は、公認キャラクター管理者又は公認キャラクターが次の各号のいずれかに該当するときは、当該公認キャラクターに係る公認の決定を取り消すことができる。

- (1) 公認キャラクター管理者が第4条の要件に該当しなくなったと認められるとき。
- (2) 公認キャラクターが公認基準に適合しなくなったと認められるとき。
- (3) 公認キャラクターが第6条に規定する欠格事項に該当すると認められたとき。
- (4) 公認キャラクター管理者が第9条第1項（第13条第3項において準用する場合を含む。）の規定による決定の内容及びこれに付した条件に従って活動していないと認められるときで市長の指示に正当な理由なく従わないと認められたとき。
- (5) 公認キャラクターが前条の調査に正当な理由なく協力をしなかったと認められるとき。
- (6) 虚偽の申請、届出又は報告を行ったと認められるとき。
- (7) 公認キャラクターが活動を継続することができない特段の事情があると市長が認めたとき。
- (8) 市のシンボルマークの使用に当たり、当該シンボルマークに関するマニュアルを遵守していないと認められるとき。
- (9) 公認キャラクター管理者から公認の取消しの求めがあり、市長が当該公認の取消しの求めには理由があると認めたとき。
- (10) その他市川市公認キャラクター制度の運用に重大な支障を及ぼすおそれがある行為があったとき。

(事務)

第19条 この要綱における公認に関する事務は、企画部企画課において処理する。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年9月11日から施行する。